

議案第 24 号

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の 制定について

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険診療所条例（平成 17 年東近江市条例第 163 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 中

「

東近江市長峰診療所	内科		東近江市宮川町 244 番 921
-----------	----	--	-------------------

」を

「

東近江市長峰診療所	内科		東近江市宮川町 244 番 921
	小児科		

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。